

# 参天製薬株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：参天製薬株式会社
- (2) 所属部会：関西化学部会第3分科会
- (3) 資 本 金：8,366百万円  
従業員数：4,108名（単体1,840名）
- (4) 主要事業：眼科領域に特化した医療用医薬品、一般用医薬品及び医療機器の研究、開発、製造、販売
- (5) 当社の基本理念、基本使命  
〈基本理念〉

『天機に参与する』

「天機に参与する」は、自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するということを意味しています。中国の古典「中庸」の一節を参天が独自に解釈したもので、社名「参天」の由来でもあります。

〈基本使命〉

「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、これによって参天ならではの知恵と組織能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への寄与を行う。

- (6) コーポレートマーク



当社は1992年に上記ビジュアルCIを導入しました。国際化時代に対応して社名をローマ字で表記し、さらに参天製薬のイニシャル「S」を、新しいパワーと先端技術への指向を感性豊かに表現する象徴的なマークとして表現しています。

## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置及び名称

わが社の知的財産部門は、知的財産グループとの名称で、本社内（グランフロント大阪）に置かれています。ここを中心に、奈良研究開発センターはもとより、欧州、米国の子会社及び研究所とも密な連携を取り、ワールドワイドな知的財産活動（発掘、権利化、維持、権利行使等）を集約管理・運用しています。

### (2) 構成および人員

知的財産グループは、主に発明発掘及び特許出願業務を担当する権利化チーム（4名）、主に特許調査、知財デューデリジェンス及び商標業務全般を担当する知財トランザクション・商標チーム（5名）、主に知財訴訟、紛争解決及び発明補償関連業務を担当するグループ直下の2名、並びに全てを統括するグループマネージャー（1名）の12名で構成されています。

### (3) 沿革

当社の知的財産部門は、当初、研究開発部門に属していましたが、1997年に事業開発本部・知的所有権室として本社所属となり、その後、何度かの名称変更を経て、2017年に現在の知的財産グループとなりました。

## 3. わが社の知的財産活動

### (1) 出願業務

当社は、眼科領域における医療用医薬品、一般用医薬品（OTC医薬品）及び医療機器（眼内レンズ及びその付属品等）の研究開発を行っておりますが、これらに関連する発明は自社の

研究所において見出されるだけでなく、国内外の企業・アカデミアとの共同研究等から見出されることも少なくありません。加えて、医薬品のモダリティも多様化しており、特許出願の対象及び戦略も多様化・複雑化していることから、知的財産グループとしては、特許出願を行うにあたり必ずしも全てを内製化するのではなく、国内外の代理人と密に連携し、柔軟且つ最良の明細書・クレーム作成を行うことを心がけております。

また、知的財産グループは商標の出願業務も担当しておりますが、医薬品の名称については、登録商標であればどのようなものでも使用できるというのではなく、調剤過誤の防止の観点等から各国の薬事当局からも審査を受けます。従って、多くの国で共通して使用できる医薬品の名称を作成することは容易ではなく、知的財産グループとしては単に作成された名称の商標登録出願を行うだけでなく、名称作成・決定のプロセスにも深く関与することを心がけております。

## (2) 契約、ライセンス業務

当社は、全身薬メーカーから導入した化合物を点眼薬として開発した経験が豊富であるという歴史的背景もあり、他社からの開発品及び製品のライセンス・インを非常に積極的に行っています。このようなトランザクションにおいては、ライセンサーが有する知的財産権の評価は極めて重要であり、これらも知的財産グループの重要な業務の一つとなります。知的財産権の評価(知財デューデリジェンス)にあたっては、単にライセンサーから開示を受けた情報に基づき評価を行うだけでなく、開示情報を巡るライセンサーとの交渉や、口頭での情報収集や疑義事項の確認も頻繁に行われます。さらに、ドラフトされたライセンス契約のレビューや、場合によっては、ライセンサーとの契約交渉に参画することもあります。

また、前述したように、昨今は国内外の企業・アカデミアと共同研究を行うケースも増えていることから、共同出願契約の作成、共同研究契約のレビュー等の業務も増加傾向にあります。

## (3) 知的財産部門の教育、研修

社内における確立された教育プログラムはありませんが、グループ員には日本知的財産協会が提供する研修等を積極的に受講頂いております。また、自己学習で弁理士資格を取得された方もおり、現在、4名の弁理士有資格者が知的財産グループに所属しております。

また、明確な海外研修制度というものはありませんが、米国法律事務所での短期駐在、欧州法律事務所での短期駐在(共に約6ヶ月)を経験したメンバーがそれぞれ1名おります。出願業務、契約・ライセンス業務のいずれにおきましても、海外の代理人・ライセンサー等とコミュニケーション及び交渉を行うための語学力や海外法制度についての理解が重要となっている現状を踏まえ、このような海外駐在の機会は今後も継続的に創出していく必要があると考えております。

## 4. 今後の計画、希望など

近年、新薬開発のハードルは上がり、医薬品のモダリティも多様化する中、新薬の研究開発費も高騰しております。従って、知的財産権を利用して開発に成功した医薬品を保護することはますます重要となっております。知的財産グループ員一同、当社の事業に貢献すること、ひいては皆様の目の健康に寄与することを目標とし、日々、自己研鑽・能力開発に励んでおります。

また、国内の薬価引き下げが進む中、事業の更なる海外展開を成し遂げるために当社の組織のグローバル化も進んでおります。当然、知的財産部門もこれに対応した組織であるべきであり、今後は、地理的制限や母国語に縛られない組織を構築する必要があると考えております。

(原稿受領日 2020年5月11日)